

**銀行振出小切手の新規発行受付停止及び当座勘定規定の改正について**

2024年9月9日  
株式会社 SBI 新生銀行

平素より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当行ではデジタル庁による「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、インターネットバンキングなど決済手段のデジタル化を進めております。これに伴い、**銀行振出小切手（※）につきましては、2025年3月31日（月）をもって、新規発行の受付を停止いたします。**また、本件に伴い、**当座勘定規定を以下のとおり改正いたします。**なお、発行済みの銀行振出小切手については、2025年4月1日以降もお支払いに応じます。

（※）銀行が自分自身を支払人として振り出す小切手。自己宛小切手。預金小切手。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会により策定された「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画に基づく当行取組みの一環となります。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- **改正対象規定：当座勘定規定（一般当座用）**
- **改正内容**

改正前 (2025年3月31日まで)	改正後 (2025年4月1日以降)
<b>第13条（支払保証に代わる取扱い）</b> 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	<b>第13条（支払保証に代わる取扱い）</b> 小切手の支払保証はしません。

※下線部が削除箇所

改正後の規定は、改正前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後とも当行をご愛顧いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>  
SBI 新生コーポレートコールセンター  
電話番号：0120-511-025（銀行営業日 9：00～17：00）  
※メニュー番号「1」をご利用ください。